

鳥取県高等学校体育連盟 旅費支給基準

鳥取県高等学校体育連盟関係業務については、以下の旅費基準により支給する。

1 日当および旅行雑費

日当（半額が昼食費、半額が旅行先での諸雑費という考え方で定める）

- (ア) 日当の額は一日につき2, 200円とする。
- (イ) 県内以外の地域において旅行中の夜数が1以上の場合支給する。
- (ウ) 日帰りの県外業務の場合、帰着時刻が午後9時以降である場合は支給する。
- (エ) 日当が支給される業務において、出発時刻が午後1時以降であるときは、出発日の日当額を半額とし、帰着時刻が正午以前であるときは帰着日の日当額を半額とする。

2 交通費

- (1) 出発駅から目的地までの（最寄りのJR駅）JR料金を支給する。（業務を円滑に行うため、次の必要経費を支給する）
 - (ア) 普通旅客運賃
 - (イ) 特急料金（片道100km以上の場合は座席指定券を支給する）
 - (ウ) 最寄り駅が私鉄駅であった場合は、その分支給する。
- (2) 次の場合は、航空料金と目的地までの交通費を支給する。
 - (ア) 目的地が関東以東、または沖縄の場合
 - (イ) 用務が急を要する場合
 - (ウ) 航空運賃は実費分の支給とする（領収書を調書に貼付する事）
- (3) 業務の利便性等の理由により、私有自動車による移動の場合は、1kmにつき25円の定額を支給する。ただし、県外の場合はこれを認めない。尚、1km未満の距離に関しては切り捨てて処理する。
- (4) 現地での移動等が多く、用務期間内に多額の経費が必要な場合それを補填する

3 宿泊費

- (1) 宿泊費は宿泊先の区分に応じた次の額を支給する。

(ア) 甲地方 10, 900円（下表参照）

埼玉県	さいたま市	千葉県	千葉市
東京都	特別区	神奈川県	横浜市 川崎市
愛知県	名古屋市	京都府	京都市
大阪府	大阪市 堺市	兵庫県	神戸市
広島県	広島市	福岡県	福岡市

(イ) 乙地方 9, 800円（甲地方以外の都市）

(ウ) 県内 8, 200円

- (2) 全国総体等、宿泊料金が設定され上記宿泊金額を超える場合はその料金を支給する。

4 専門委員長会議旅費高体連事務局補助基準

- (1) 日当 上記1による支給。
- (2) 交通費 全国総体県補助基準による
上記2(1)の(ア)(イ)(ウ)による支給。ただし、沖縄の場合は飛行機による支給を認める。（領収書を調書に貼付する事）
- (3) 宿泊費 上記3による支給。

5 その他鳥取県の旅費規程に準ずるものとする。

以前から平成17年3月31日
平成18年 7月1日 一部改定
平成19年 5月1日 一部改定
平成22年4月21日 全面改定